

令和５年度における職員の給与の男女の差異の情報公表

令和６年６月２８日

原子力規制委員会

女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	７８．４％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	８０．８％
全職員	７４．３％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(１) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	—
本省課室長相当職	１０３．１％
地方機関課長・本省課長補佐相当職	９６．１％
係長相当職	９４．７％

(２) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
３６年以上	７７．５％
３１～３５年	９０．３％
２６～３０年	１０４．３％
２１～２５年	１０３．０％
１６～２０年	８９．１％
１１～１５年	９４．８％
６～１０年	９１．４％
１～５年	７７．８％

【説明欄】

女性の給与の割合が低い理由は以下のとおり。

【全体について】

- ・任期の定めのない常勤職員の男女比は概ね男性８３％、女性１７％
- ・任期の定めのない常勤職員の平均年齢が概ね男性４７歳、女性３９歳であることも給与差異に影響している。
- ・課室長相当職以上の官職に占める女性の割合が１割未満と少ない。
- ・扶養手当の受給者に占める男性の割合が９割以上であることが、給与差異に影響している。

【２．（２）について】

- ・勤続年数５年以下の区分においては、民間企業等経験を有する中途採用職員（シニアの男性が多い）も含まれており、相対的に給与差異が生じている。

- * 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（１号俸から８号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表（一）７級から１０級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表５級及び６級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表３級及び４級相当職の職員）

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。